

---

平成28年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成28年12月13日 (火曜日)

---

議事日程 (4)

平成28年12月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第52号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第53号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第54号 芦屋町農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定について
- 第4 議案第55号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第5 議案第56号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第6 議案第57号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第3号)
- 第7 議案第58号 平成28年度芦屋町公共下水道会計補正予算 (第2号)
- 第8 議案第59号 タウンバス中型車両購入契約の締結について
- 

【出席議員】 (12名)

1番 松上 宏幸    2番 松岡 泉    3番 今田 勝正    4番 内海 猛年  
5番 刀根 正幸    6番 妹川 征男    7番 貝掛 俊之    8番 田島 憲道  
9番 辻本 一夫    10番 川上 誠一    11番 横尾 武志    12番 小田 武人

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉    書記 中野 功明    書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸    副町長 鶴原洋一    教育長 中島幸男

モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

---

【 傍 聴 者 数 】      1 名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 52 号から、日程第 8、議案第 59 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 11 号、平成 28 年 12 月 9 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 52 号、賛成多数により原案可決。

議案第 53 号、賛成多数により原案可決。

議案第 56 号、賛成多数により原案可決。

議案第 57 号、賛成多数により原案可決。

議案第 58 号、賛成少数により原案否決。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第 12 号、平成 28 年 12 月 9 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり

決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第54号、賛成多数により原案可決。

議案第55号、賛成多数により原案可決。

議案第56号、満場一致により原案可決。

議案第59号、賛成多数により原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、総務財政常任委員長から閉会中の継続審査及び調査申出書が、また、民生文教常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成28年12月9日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続審査及び調査申出書

本委員会は審査中の事件及び所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について。

理 由

審査不十分のため。

所管事務

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

調査不十分のため。

.....  
平成28年12月9日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....  
平成28年12月9日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....  
平成28年12月9日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。総務財政委員会で議案第58号、平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案が否決されております。これに関しまして、委員会のほうでどのような討論がなされたのかお伺いしたいと思います。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

それにつきましては、12月9日、賛否をとる前にそれぞれ賛成、反対の意見を求めましたが、とりわけ賛成、反対の意見はございませんでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第52号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第52号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第52号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第53号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第53号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第53号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第54号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第54号、芦屋町農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定とそれに関連しますので、議案第55号の農業組合法等の一部改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する情報の制定について反対の立場から討論を行います。

初日の提案理由の説明でありましたように、この2つの議案は、国の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会等に関する法律が施行され、農業委員会の委員の選出方法が選挙制から町議会同意を要件とする町長による任命制に変更されたことと、委員の定数が大幅に削減される条例です。農業委員会は農地法に基づく農地行政を主に担う行政委員会であり、委員の多数が農民の直接選挙で選ばれ、農民の意見を農政に反映する農民の代表機関です。

今回の農業委員会法の改正により3点が大きく変わりました。

1つは法の目的の第1条から農民の地位の向上が削除され、農地利用の最適化を強調し、農地の集積や耕作放棄地の解消など、これまで任意業務とされていたことを必須業務に位置づけ、法の目的を明確にするため農民の地位向上を削除しています。

2点目に、今回提案されている農業委員の公選制を廃止することです。公選制は農家の代表機関としての農業委員会の性格を保障する基本的な制度でした。農村の現場には、公選制は不都合という声が全くなく、任命制になれば恣意的な人選にもなる懸念も否定できないとして、農業委員会系統組織も公選制の維持を強く主張していました。今回の改正は、それを無視して強行されたもので、民主主義の重大な後退となります。また、新たに農地利用最適化推進委員の制度が導入され、今まで農業委員会が行っていた現場活動、現地調査が推進委員に委嘱されます。これにより、全国的には農業委員は現行の半数程度になります。

3つ目に農業委員会の所掌事務から、農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁の建議が削除されました。意見の公表、建議は多くの市町村で、自治体への農業振興策の提言、TPP反対の意見の提出などで、農業委員会が農民の声を代弁する重要な役割を果たしてきました。この役割を実質的に否定しようとするものです。今回の法改正はTPP受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族農業中心の戦後農政を根本から覆し、競争強化や大規模化推進の大手企業の農業への参入を図り、規制改革を推進する農業潰しの農政でしかありません。

以上のことから、これらの議案に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。

議案第53号、議案第54号、今、討論がありましたけれども、私は賛成の立場で討論させていただきます。

本条例は農業委員会等に関する法律が改正されたことにより制定されたものであります。内容的にも適正に事務処理されております。そういうことで賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君



ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第54号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第4、議案第55号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第55号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第5、議案第56号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第56号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第6、議案第57号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第57号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第58号の討論を許します。田島議員。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

議案第58号、平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論します。

初日の質疑において、松岡議員と内海議員がその調査の目的と内容について質疑しました。課長答弁は、今のまま町単独でやったほうがいいのか、それとも北九州市と接続した場合、どちらが効率的か判断するというので、私どもは理解しました。さらに内海議員は効率的な事業実施が図られなければ、調査のみで終わることになるのかと問いました。そして、その課長答弁では、その結果次第ではどっちに転ぶかわからないということでした。

所管の総務財政委員会で、この件の審議があったわけですが、その中で明らかになったのは、北九州市の下水道事業の特別会計でも、向こうも赤字だということがわかりました。そして、今、私の手元に北九州市の公共施設のマネジメント実行計画があります。今、芦屋町では妹川議員と今田議員が参加し、作成に尽力していますが、北九州市はこれ、もうとっくにもう早くからできておるんですが、これではですね、今後40年1兆2,000億の建てかえやメンテナンスの費用がかかるということが積算されております。そのために、北九州市は市営住宅を今より1万戸減らす、そして自治区の市営プールや学校の統廃合、市営プールの廃止や学校の統廃合など、さらなるコストカットに取り組むとその所存が書かれています。

このような状況を鑑み、こちらが赤字だからといって向こうに押しつけるのではなく、北九州市側もメリットがなければ受け入れできません。北九州連携中枢都市圏での協定にあります下水道事業の広域化の検討では、双方にメリットのある広域化に向けた検討を行うと書いてあります。芦屋町にはメリットあっても、北九州市にとってメリットがあると思えません。そこで、委託費としてわざわざ400万出してデータを集める必要もないことだと私は思います。

皆さん、考えてみてください。芦屋町には、今、介護が必要なのか。要介護度に例えるなら、今いくらののか。要介護認定3なのか、それとも要支援1なのか。排泄物の処理を北九州市の世話にならなきゃいけないということは、介護の必要があるということです。いくら小さな過疎の

町でも、まだまだぼけてはいません。しっかりと自分たちの両足で立ち、歩き続けていきたいと思えます。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。辻本議員。

**○議員 9番 辻本 一夫君**

9番、辻本です。

この議案58号について、賛成の立場から討論します。

本補正予算額400万円はですね、調査費として計上されています。今、田島議員おっしゃったとおりですが。この内容は、北九州中枢都市圏構想に係る芦屋町と北九州市との連携広域化に向けた取り組みを模索するために、我が町が抱える下水道事業に関する将来的、総合的な取り組みの指針とするための費用であります。

芦屋町は下水水洗化普及率は99%になっておりますが、北九州市の内情は別にして、今後、経年劣化による下水道管の入れかえ工事を初め、処理施設の更新、維持管理に伴う莫大な費用を要する時期が到来するときに、町民に大きな負担をお願いしなければならない実態だけは避けねばなりません。ことし5月に使用料の値上げをされ、若干の増収は図られてはおりますけれども、下水道事業会計では累積欠損金が8億円を超えており、さらに膨れ上がるという予測であります。したがって本補正予算は、将来にわたって効率的、継続的な下水道事業の運営を行う手法や方向性を見出すことを目的にしたものでありますので、私は妥当であると考えます。

以上で賛成討論を終わります。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。内海議員。

**○議員 4番 内海 猛年君**

4番、内海です。議案第58号、平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算について、賛成の立場で討論を行います。

芦屋町の公共下水道事業は、昭和57年3月より供用を開始いたしまして約30年を経過しております。その間、国庫補助金を使ったポンプ場や処理施設、また下水道管の改築更新工事や町単費による下水道管等の改修工事を行っております。特に町単費による改修工事は、平成25年には約4,300万、26年度には4,000万円、27年度には4,400万と毎年約4,000万強のお金が必要となっております。今後、老朽化が進めば、このような改修工事や更新工事費はますます増加していくものと考えられます。また、下水道事業の営業収入においては、人口減少等に伴い、収入が減少したため、ことし5月より、下水道使用料の値上げを行っております。

す。住民生活において快適な環境を保持する公共下水道事業も収入の減少や維持管理費の増加を考えれば、将来を見据えたとき、芦屋町単独で健全経営を維持することは大変厳しいのではないかと考えております。幸いにも、平成28年3月に地方公共団体相互間の協力を得る目的で、北九州市と都市圏域連携協約を締結し、その中で下水道事業についても広域連携に向けた検討を行うとされております。本議会に上程されております公共下水道事業補正予算400万円は今後の下水道事業の管理、運営を北九州市との統合を視野に入れた中で、芦屋町にとって統合による、よしあしを判断するための事前調査であります。この調査は必要と考え、賛成としたいと思いません。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第58号について、委員長報告は否決であります。したがって原案について採決をいたします。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第58号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第59号の討論を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

それでは、日程第8、議案第58号、タウンバス中型車の購入契約の締結につきまして、反対の立場から討論を申し上げます。

今回、一応、委員会の中でですね、私は、これは継続にすべきじゃないかということで、それが否決になりましたので、今回、反対の立場でこうやっているわけですが。

実は、この議案が出たときに、諸手を挙げて賛成したいといった内容でございます。それは、芦屋町がやはり島の孤島といいますか、という状況にある中で、タウンバスを購入し、交通インフラを高めていくといった起爆剤になっていくという考え方でございましたが。一応、説明を聞く中で、現在のタウンバスの利用状況、それがまずは6人程度の利用者であること。次に、今回の契約議案とは申しながらですが、この契約議案の中でですね、1社の中での指名競争入札であったことということが、やはりその内容のところ調査すべきじゃないかなというふうに考えら

れるところでございます。

やはり、行政事務というのは、最小の経費で最大の効果を上げていくということを目的とし、そして必要な内容でというところの資料が、実際にバスの運行表というものも、どういうふうにあふえていくということも、まだ決定されていない中での今回の議案上程でございました。つきましてはですね、やはりこれが、地域交通インフラが高まっていくんですよという、その高まり具合がどのように住民の生活に影響を及ぼすんですよ、ということが見えてきて、初めて諸手を挙げて賛成したいといった形になる中で、今回、いわゆる、私は碁をやるんですけどね、手順錯誤というのがあります。手順錯誤というのは、その手続を誤ったがために、その石そのものが全て死んでしまうよっていった内容なんです。やはり、こういった契約議案という格好で、まだ仮契約の状態です。これが通れば、もう即、本契約と実際に調査した段階でどうなるということが見えない中でですね、なかなか賛成しづらいなといった意味合いで反対討論といたします。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第59号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第59号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、総務財政常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査について、また、民生文教常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申請があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成28年芦屋町議会第4回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前10時32分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員